

奈良県告示第二百九十三号

昭和六十年十月奈良県告示第四百五十二号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和七年十一月一日から施行する。

令和七年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

三中「平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで」を「令和七年十月一日から令和十七年十月三十一日まで」に改める。